

令和7年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和7年度化学物質審議会第1回安全対策部会

第256回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

1. 日 時：令和7年7月22日（火）13時40分～15時05分

2. 開催方法：経済産業省内会議室 及び オンライン（ハイブリッド）

3. 出席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稲見 圭子	小野 敦	齋藤 文代
正田 卓司	杉山 圭一	豊田 武士
平林 容子（座長）	北條 仁	増村 健一
三澤 隆史		

化学物質審議会安全対策部会委員

石川 百合子	小野 恭子	蒲生 昌志
木島 雄平	須方 督夫	東海 明宏（部会長）
永井 孝志	林 真実	村田 里美

化学物質審議会審査部会委員

木村 信忠

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

菅野 純	川嶋 貴治	小池 英子
小山 次朗	白石 寛明（小委員長）	鈴木 規之
山本 裕史		

事務局

厚生労働省 林化学物質安全対策室長

経済産業省 内野化学物質安全室長

環境省 近藤化学物質審査室長 他

4. 議 題：

1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 関連物質に係る所要の措置について
2. 八：二フルオロテロマーアルコールを使用することができる用途 (エッセンシャルユース) の今後の対応について
3. Weight of Evidence を用いた優先評価化学物質の分解性の評価について
4. その他

○環境省事務局　ただいまから令和7年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和7年度化学物質審議会第1回安全対策部会、第256回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の【第一部】を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告申し上げます。

○経産省事務局　本合同審議会は、【第一部】と【第二部】に分けて実施します。今回は、対面及びオンラインのハイブリッド形式での開催とさせていただきます。1時30分から3時30分までを【第一部】として、「第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質に係る所要の措置について」、「八：二フルオロテロマーアルコールを使用することができる用途（エッセンシャルユース）の今後の対応について」、「Weight of Evidence を用いた優先評価化学物質の分解性の評価について」、「その他」の議事を公開にて審議を行います。

【第一部】終了後、休憩を挟みまして3時45分を目処に【第二部】として、「新規化学物質の審議について」の議事を非公開にて行います。

なお、【第一部】は公開の会議であることから、会議の様子を YouTube にてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

○厚労省事務局　本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。

薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない」と規定しております。

今回、全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、報告させていただきます。

委員の皆様には、会議開催の都度、書面を御提出いただいておりますが、御負担をおかけしておりますが、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○経産省事務局　経済産業省事務局でございます。続きまして、経済産業省事務局より化学物質審議会安全対策部会に新任の委員がいらっしゃいますので御紹介いたします。

国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 教授 栗栖 太委員です。本日は御欠席となっております。

続きまして、日本石鹼洗剤工業会 環境・安全専門委員会より木島 雄平委員です。木島委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○木島委員 紹介いただきました日本石鹼洗剤工業会の木島と申します。私は先週、山形での環境化学物質合同大会という学会に参加させていただきました。ここにおられる先生方も何名かお見えしまして、学会を通し化学物質管理やリスク評価について、立場を超えた非常に熱いディスカッションがなされていると肌で感じております。

我々の業界は、自ら洗剤原料のモニタリング調査を始めて、数えてみると四半世紀に上るということになりました。我々が有する知見を少しでも生かせればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○経産省事務局 木島委員、ありがとうございました。

また、本日、化学物質審議会審査部会より、国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究戦略企画部 審議役 兼務 生物プロセス研究部門 木村委員に御出席いただいております。よろしくお願い申し上げます。

○厚生省事務局 続きまして、厚生労働省事務局でございます。事務局に異動がありましたので報告いたします。厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室長に林が着任しております。一言御挨拶申し上げます。

○林室長 7月1日付で化学物質安全対策室長に着任しております林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境省事務局 続きまして、環境省事務局でございます。環境省事務局においても異動がございましたので御報告いたします。環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室長に近藤が着任しております。一言御挨拶申し上げます。

○近藤室長 近藤でございます。7月1日付で着任しています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○経産省事務局 それでは、【第一部】を始めるに当たり、配付資料について確認を行いたいと思います。資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認いたします。

資料は、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2、参考資料1-1から1-6と参考資料3となっております。なお、議題ごとに資料番号をつけておりますので、参考資料2はございません。最後に委員名簿でございます。過不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としており、スムーズな審議を行うため、

議事に先立ち、審議の進行方法等について事務局より御説明させていただきます。

まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言を希望される場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に座長から御指名いただきます。座長から指名されましたら、マイクをオンにし、御自身の所属する審議会の省名とお名前を併せ御発言ください。御発言が終わりましたら、マイクをオフをお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御意見、御質問をいただく際は、Webex のチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省名を御入力ください。座長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使用できない委員におかれましては、御発言前にマイクをオンにして所属する審議会の省名及びお名前をお知らせください。

御発言のタイミングが重なるような場合は、座長から順に発言者を御指名いただきます。

会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャットに御発言内容を御記入いただくようお願いする場合がございます。なお、チャット機能を御利用された場合、入力内容は会議参加者のみに共有され、YouTube ライブ上には公開されません。

システムの動作不良などがございましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。また、もし事務局のサーバーがダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので、御確認をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。本日の全体の議事進行につきましては、化学物質審議会安全対策部会の東海部会長をお願いいたします。東海部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○東海部会長　それでは、これより議事に移らせていただきます。

初めに、本日の会議の【第一部】の公開の是非についてお諮りします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところがございますが、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、原則公開と致したいと思っております。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることと致したいと思っております。よろしいでしょうか。

(了承を確認)

ありがとうございました。それでは、本日の会議は公開と致します。議事録につきましては、後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

それでは、議題1「第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質に係る所要の措置について」に関する審議に移ります。資料について事務局より説明をお願いします。

○経産省事務局 経産省事務局でございます。資料1を御覧ください。

1ページ目でございます。最初に、検討の背景及び経緯等について御説明いたします。背景の2段落目からご説明します。令和4年6月に開催されたストックホルム条約第10回締約国会議（COP10）において、新たにペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩、PFHxS関連物質を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されました。当該物質は、締約国会議の下部会合であるPOPRCにおいて、科学的知見に基づいて検討され、締約国会議にて廃絶等に関する提案がなされたものです。

これを受けて、まず1つ目のPFHxSとその塩については、令和4年11月18日及び令和5年1月17日に開催された3省合同会合において、第一種特定化学物質への指定及び第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について審議し、令和6年2月1日に第一種特定化学物質に指定、令和6年6月1日に輸入を禁止するものの指定等の措置を講じました。

ここからが本日御審議いただくPFHxS関連物質についてです。こちらの物質は、令和7年1月10日に第一種特定化学物質に指定されたPFOA関連物質と同様に、ストックホルム条約において個別具体的な物質として廃絶対象が指定されているわけではなく、POPRCにおいて具体的な物質の例示的リストが作成されているものでございます。

このような状況を踏まえて、PFHxS関連物質については、昨年6月21日及び7月19日に開催された3省合同会合において、第一種特定化学物質への指定、こちらもPFOA関連物質と同様に、PFHxS関連物質の外延を政令に規定すること及び第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について審議いただき、了承いただいたところでございます。

しかし、令和6年9月に開催されたPOPRC第20回会合において、「ペルフルオロヘキサンスルフィン酸またはその塩」が、新たに「例示的リスト」に追加されたことから、令和7年4月18日の3省合同会合において、PFHxS関連物質の外延について再検討を行ったところ、当該物質も包含するように規定することが適当であるとの結論が得られたところでございます。

このことから、下の表1の左側に書いてある化学物質名称で、下線が引かれているところが「ペルフルオロヘキサンスルフィン酸またはその塩」ですが、この物質名称の化学物質を第一種特定化学物質に指定した際に講じるべき化審法上の所要の措置について検討する必要があるということでございます。

(2) でございますけれども、化審法の第一種特定化学物質に係る主な規制及び措置は①から⑤まででございます。1つ目が製造・輸入の許可制、2つ目が輸入禁止製品の指定、3つ目がエッセンシャルユースについて、4つ目がエッセンシャルユース等が規定された際に取扱い等に係る技術上の基準、5つ目が特に必要があると認められる場合のみ製品回収等の措置を国が命じることができる措置でございます。

(3) 審議会の審議事項ですけれども、(2) の①～⑤のうち、②の輸入禁止製品の検討、③のエッセンシャルユース、④の取扱い等に係る技術上の基準に従わなければならない製品の検討に当たっては、化審法第 56 条において審議会に意見を聞くこととされてございます。

4 ページ目に行きます。ここからが本日御審議いただく PFHxS 関連物質の規制についてでございます。

2-1 の (1) ですけれども、PFHxS 関連物質の使用の現状及び今後の見込みでございます。PFHxS 関連物質は、化審法上の一般化学物質または新規化学物質に該当します。

一般化学物質である PFHxS 関連物質については、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務づけられています。一般化学物質の届出制度は平成 22 年度から始まりましたが、製造・輸入数量等の届出実績は PFHxS 関連物質についてはなく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はございません。

また、新規化学物質である PFHxS 関連物質については、新規化学物質としての届出、申出の実績もございません。

なお、POPRC 第 20 回会合において例示的リストに追加された「ペルフルオロヘキサンスルフィン酸またはその塩」については、新規化学物質です。

(2) PFHxS 関連物質の製造・輸入規制等の在り方についてです。こちらエッセンシャルユースのことが記載されております。ストックホルム条約では、他の物質への代替が困難である場合、また人へのばく露及び環境への放出を防止し、または最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置が取られていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する、エッセンシャルユースを認めるという仕組みがございます。

しかし、PFHxS 関連物質については、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はございませんでした。また、先ほどの (1) のとおり、我が国においては製造・輸入等の実績が認められないことから、PFHxS 関連物質については、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く）ということにして

ございます。

続きまして、2-2、PFHxS 関連物質が使用されている製品等の取扱いについてでございます。

2 段落目ですが、この物質は既に在庫等の形態で存在している PFHxS 関連物質が使用されている製品として、今後もその使用が継続される可能性があり、かつ環境汚染の可能性のある製品として泡消火薬剤が挙げられております。

こちらについては、国内への輸入状況の詳細は不明であるものの、海外で PFHxS 関連物質を使用した泡消火薬剤の製造実績があること、また、PFHxS 関連物質に該当すると考えられる化学物質が使用された泡消火薬剤が在庫等の形態で製品として国内に存在していることが確認されています。そういうことに鑑みまして、その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましいとさせていただいております。

具体的な製品ですけれども、1つ目が泡消火薬剤、2つ目が消火器用消火薬剤、3つ目が業務用消火器については、その形態から環境を汚染する可能性があるので、取扱事業者に対しては、別途定める取扱上の技術基準を遵守するとともに、別途定められた環境汚染を防止するための措置等に関する表示を行わなければならないとなっております。

また、国は、取扱上の技術基準が遵守され、表示が徹底されるように、各製品に関係する事業者と協力し、取扱事業者への周知に努めるべきでございます。加えて、第一種特定化学物質が使用されている疑いのある製品についても、必要に応じて情報収集・調査を実施する必要があるとさせていただいております。事業者は、製品中の第一種特定化学物質の含有状況について新たな事実等が判明すれば、迅速に国へ情報を提供することが望まれるとさせていただいております。

以上を踏まえ、表2に挙げておりますけれども、左側の3つの製品、消火器と消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が PFHxS 関連物質を使用している場合は、まずは取扱上の技術基準に適合していることが求められまして、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品として、それらを政令で指定することが適当であるとさせていただいております。

この3製品については、技術上の基準及び表示の内容を今後策定する必要がございます。技術上の基準や表示の内容の策定に当たって考慮すべき要素が5ページ目の一番下から6ページの中段ぐらいに書いてありますけれども、こういう要素を含めながら技術上の基準、表示の内容を策定していきたいと考えております。

続きまして、6ページの中段でございますが、2-3、PFHxS 関連物質が使用されている製品の輸入の禁止についてです。PFHxS 関連物質については、諸外国においてもその製造・使用が禁止されて

おります。こうしたことを前提にして、国内における PFHxS 関連物質の使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況及び海外における使用の状況を調査いたしました。それが表 3 になります。

一番左側、PFHxS 関連物質が使用されている製品は、(1) から (10) まで 10 製品で、製造実績ですけれども、国内は (1) の消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤の実績が不明であるものの、ほかは実績がございません。海外においては、10 製品全てについて製造の実績がございます。あとは国内の輸入の実績は、(1) の 3 製品が不明であるものの、ほかはございません。

輸入禁止製品への指定の考え方、基準ですけれども、7 ページの中段から輸入禁止製品の政令指定の考え方がございまして、基準①と基準②がございます。基準①、基準②が両方とも該当するものは、輸入禁止製品として政令に指定されることになっておりますが、表 3 の結果をこれに当てはめると基準①は (イ) に当たります。これは、第一種特定化学物質が使用されている製品が過去 10 年以内に海外において生産されていたことが実績等により認められたためです。

基準②は (ア) に当たりまして、使用の形態が環境へ直接放出されるものであるということです。

①、②を併せまして政令に指定し、輸入の制限をすることが適当と考えています。

以上をまとめると、PFHxS 関連物質が使用されている製品のうち、(1) から (10) については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられます。

これらを踏まえて、表 4 にあるとおり、10 製品を化審法第 24 条第 1 項の政令で定める製品に指定する措置を講ずることが適当であるとさせていただいております。

続きまして、2-4、その他の必要な措置ですけれども、PFHxS の使用製品の回収命令についてでございます。化審法第 34 条で第一種特定化学物質として指定された場合において、その化学物質が環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質が使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされております。

平成 30 年度から現在まで、環境省で環境モニタリングデータに基づいて PFHxS の環境リスク評価を実施いたしました。その結果、現時点では人及び高次捕食動物に対するリスク懸念箇所は確認できませんでした。詳細は参考資料 1-3 にありますので、御覧ください。

したがって、PFHxS 関連物質が分解して生成する PFHxS においてリスク懸念箇所は確認できず、また PFHxS 関連物質が一特に指定された後は製造・輸入等が規制されることになって、環境リスクもさらに減少していくものと予想されることから、現時点において製品の回収等の措置を命じる必要はな

いと考えられるとさせていただきます。

また、最後ですけれども、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要があるとさせていただきます。

最後 10 ページ目ですが、今後ですけれども、本日この審議が御了承された後は、令和 7 年 9 月以降は TBT 通報、またパブリックコメントをさせていただき、令和 8 年以降、3 省合同会合において PFHxS 関連物質の具体的な物質名の省令の中身の審議をさせていただき、その後、改正政令と 3 省省令の公布、また政令と省令の施行と移っていきたいと思っております。

以上になります。

○東海部会長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明に対して御質問、御意見等ございますでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木です。ありがとうございます。

説明は大体理解いたしました。表の 2、製品が 3 つあるとおっしゃったのは消火器と消火薬剤と泡消火薬剤の 3 つなのかなと思いましたが、この 3 つは薬剤ということは、これから新たに消火器に充填される用途があり得ることなのではないでしょうか。あるいは、今流通しているものだけがこのどれかに当たっているというものなのではないかということが 1 つ。

仮に在庫しているものだと、不明ということですが、一体その量はどのくらいという想定は何かあるのでしょうか。消火器ですので、技術上の基準で保管するのは別として、消火器が作動する事態はあるのではないかと思うので、たしかほかの技術に関しては調査されていたと思うのですが、何らかの形で代替策を促進するよう講じる必要があるのではないかと思いますので、状況について教えていただきたいと思ひまして質問させていただきます。

○東海部会長 事務局、いかがでしょうか。

○環境省事務局 環境省事務局でございます。御質問いただいた点についてお答えさせていただきます。

泡消火薬剤の在庫についてということなのですが、PFHxS 関連物質を含有する泡消火薬剤については、現時点で統一的な調査はまだできておりません。今後行っていく形になるかと思っております。

一方で、PFOS 等含有泡消火薬剤については、適切な管理を呼びかけているところでございますし、御審議の中で取扱いに関する事項についても今回定められることとなりますけれども、こういった対象として位置づけられましたならば、適切な管理と順次代替について、これまでの PFOS 等含有泡消

火薬剤と同じように呼びかけてまいりたいと考えております。

1つ目の御質問と2つ目の御質問をまとめてお答えさせていただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 分かりました。それは、ここには特に書いていないのですけれども、その方針は確実に実行されるということになるのですか。この答申にはそういうことが何も書いていないのですけれども、どこかに書いてあるのですか。

○環境省事務局 答申上は記載していないのですけれども、環境省として取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木委員 分かりました。その措置については、ほかの PFOS と同じようにしっかり調査して御確認いただいているということで承知いたしました。ありがとうございます。

○東海部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。オンラインから特にございませんか。どうぞ。

○村田委員 経産委員の村田です。

PFHxS を含む消火剤のことなのですけれども、外部に流出しないように必要な措置を講じながら使用するという事は、実際に可能なのですか。

○東海部会長 事務局、お願いします。

○環境省事務局 環境省事務局でございます。

化審法の技術基準において、泡消火薬剤の点検、交換時に流出が起きた場合については、点検事業者等に対して回収措置を求めているところでございます。

一方で、実際の使用に対しては、回収に限界があり、下水等への流入も確かにあり得るところではあるのですけれども、事業者の方々に対して、暴露の防止の観点から、放出が起きた場合には、自治体の方々に通報をいただくよう呼びかけており、そういった形で PFOS 等による影響の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○東海部会長 それでは、オンラインから林委員、お願いします。

○林委員 林でございます。ありがとうございます。

説明が聞き取りづらいところもあったので、もしかしたらほかの委員の方とかぶっているかもしれないのですが、2-2のところ、実際輸入状況の詳細は不明であるけれども、取扱事業者への周知徹底ですとか表示の徹底をされるということなのですが、やはり回収を進めるべきは進めるべきだと思います。

いますし、使用を禁ずるべきところは禁ずるべきだと思いますので、予防原則に従っていただきたいと思うのです。

表示を徹底したり取扱いについて周知徹底するといっても、結局消火剤として使用するということは、許可されているという状況と認識しておりますので、漏れたときは拭き取らなければいけないけれども、いざというときは消火剤として使うということは矛盾していると思いますので、状況を調査する、そして代替を進めていくといったところをやっていただかないと、国民としては環境への漏えいが起きたときでは遅いなど不安に思うところなのですが、その辺りはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○東海部会長 事務局からよろしく願いいたします。

○環境省事務局 環境省事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

環境省といたしましても、泡消火薬剤に関して適切な管理が行われるように実態を把握し、また適切な管理を呼びかけて、機会を捉えた代替についても働きかけを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○東海部会長 ありがとうございます。林委員、よろしゅうございますか。

○林委員 その辺り、国民の不安に関して適切な対処を取っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○東海部会長 ありがとうございます。そのほか。小山委員、どうぞ。

○小山委員 ありがとうございます。環境委員の小山です。

消火剤についてですが、特に船舶の消火剤、なおかつ外国船籍の船舶の消火剤についてはどのようにお考えなのか教えていただけますでしょうか。

○東海部会長 よろしく願いします。

○環境省事務局 御質問いただきありがとうございます。そういった課題に対しては、化審法としてどういった取組があり得るのかということ等について確認してまいりたいと思います。

○東海部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、活発な御議論ありがとうございました。

○経産省事務局 なお、議題1の審議結果を踏まえた3省の関係審議会における今後の手続、対応については、議題2の審議後に御説明いたします。

○東海部会長 それでは、議題2「八：二フルオロテロマーアルコールを使用することができる用途の今後の対応について」に関する審議に移ります。

資料について事務局より説明をお願いいたします。

○経産省事務局 経産省事務局でございます。資料2-1を御覧ください。

八：二フルオロテロマーアルコール——FTOHと言わせていただきます——については、ペルフルオロオクタン酸関連物質（PFOA関連物質）としてストックホルム条約第9回締約国会議において廃絶の対象物質とすることが決定されております。それを受けて令和7年1月10日に化審法の第一種特定化学物質に指定され、同時にストックホルム条約において認められた製造・使用等の禁止の適用除外用途のうち、八：二 FTOH の使用実態に照らし、以下の用途については使用することができる用途として、化審法に規定されました。

穿（せん）刺も若しくは切開を伴う方法また又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる——〔(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ〕 プロパン—二—イル=メタクリラートの製造が八：二 FTOH の適用除外用途ということになっております。

2ポツ、八：二 FTOH の対応についてでございます。令和7年1月の指定以降、八：二 FTOH の使用に係る届出がございませんでした。令和7年4月に、事業者等々を把握しておりますので確認してみました。そうしましたところ、事業者から他の物質による代替に向けためどが立ちましたということと、令和7年1月以降は使用していない。また、在庫としても保有していない旨の報告がなされました。

よって、八：二 FTOH の使用が認められている上記の用途については、化審法第25条の要件の「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったために、廃止することとさせていただきたいと思っております。

また、八：二 FTOH については、取扱事業者は、取扱上の技術基準を遵守するとともに、環境汚染を防止するための措置等に関する表示を行わなければならないとされておりますが、上記のとおり、使用実態がなく、また既に在庫がないことが確認されましたことから、こちらの技術基準に適合する義務及び表示の義務が必要な対象から除外することとさせていただきたいとしております。

最後に3ページ目ですけれども、今後の進め方については、化審法施行令の改正案について、今後パブリックコメントなどの必要な事務手続を実施した上で、公布・施行をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。それでは、今の事務局の説明について御質問、御意見等

ございますでしょうか。特段御意見、御質問等ございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議題 1、議題 2 の取扱いについて事務局より説明をお願いいたします。

○経産省事務局 経産省事務局でございます。

本議題につきましては、3 省の関係審議会での合同開催、審議とさせていただきますが、審議結果を踏まえた今後の手続、対応は審議会により異なります。各省の事務局から順次御説明させていただきます。

○厚労省事務局 まず、厚生労働省より薬事審議会の手続等について御説明させていただきます。

本日の調査会で御審議いただきました内容につきましては、化学物質安全対策部会において御審議いただく予定にしております。

○平林座長 ただいま説明のあった内容で、化学物質安全対策部会へ調査会から報告してよろしゅうございますでしょうか。

(了承を確認)

ありがとうございました。

○経産省事務局 続きまして、経済産業省より化学物質審議会の手続等について御説明いたします。

今般御審議いただきました「第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 関連物質に係る所要の措置について」及び「八：二フルオロテロマーアルコール (8 : 2 FTOH) を使用することができる用途 (エッセンシャルユース) の今後の対応については、経済産業大臣から化学物質審議会へ諮問されており、化学物質審議会の運営規程において、諮問に係る事案を本安全対策部会に付託することができることになっております。

また、その内容が技術的専門事項であると認められるときは、本安全対策部会の決議は、化学物質審議会長の同意を得て、化学物質審議会の議決、すなわち答申とすることができると定められております。

今回は、この技術的専門事項に該当することから、本安全対策部会の決議案を御相談させていただきます。

化学物質審議会安全対策部会の委員の方は、資料 2-2 の 2 ページを御覧ください。資料 2-2-①ですけれども、表題を読みますが、「(トリデカフルオロアルキル) スルホニル基 (炭素数が 6 のものに限る。) 又は [(トリデカフルオロアルキル) スルフィニル] オキシ基 (炭素数が 6 のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ (ヘキサン-1-

スルホン酸) 又はペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」長いので PFHxS 関連物質と言わせていただきますが、PFHxS 関連物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について (案)、でございますが、表記について以下のとおり決議するというので、(1) については、PFHxS 関連物質について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおりということで、化学物質については先ほど申し上げたとおり PFHxS 関連物質になっており、政令で定めるべき製品については表の右に示している10製品になっております。

続きまして、3ページ目も同じように PFHxS 関連物質について、法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品は、以下のとおりということで、表の右側、法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該物質が使用される製品として消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤ということになっております。

続きまして、4ページ目は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質である「八：二フルオロテロマーアルコール」に係る同法第25条に規定する当該物質が使用できる用途の除外について (案) でございます。表記については、以下のとおり決議するというので、読ませていただきますが、「八：二フルオロテロマーアルコール」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第25条に規定する政令で定める用途から除外すべき用途は、以下のとおりということで、化学物質名は八：二フルオロテロマーアルコールで、法第25条に規定する政令で定める用途から除外すべき用途は、穿(せん)刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる――[(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ] プロパン―二―イル＝メタクリラートの製造ということでございます。

この決議案については、東海部会長から安全対策部会に諮っていただきたくお願いいたします。

○東海部会長　ただいま説明のあった決議案をもって化学物質審議会安全対策部会の決議としてよろしいでしょうか。

(了承を確認)

ありがとうございました。

○経産省事務局　　続きまして、環境省事務局、お願いいたします。

○環境省事務局　　環境省事務局でございます。続きまして、中央環境審議会の手続等について御説明いたします。

中央環境審議会では、化学物質審査小委員会での議決は、環境保健部会長の同意を得て部会の議決となり、さらに会長の同意を得て審議会の議決となるよう定められております。

資料2-2の報告案を基に、所定の手続を経た後、審議会の答申としたいと考えております。中央環境審議会の委員の皆様は、資料2-2、5ページ目の報告案を御覧ください。

まず1つ目が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置についてでございます。

まず1ポツのところ、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について、2ポツにおいて第一種特定化学物質を使用できる用途について、3ポツにおいて第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の基準等に従わなければならない製品について、資料1で御議論いただいた内容を基に報告案を作成してございます。詳細な御説明は資料1と重複する内容が多いので、割愛させていただきます。

続きまして、7ページ目、八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正についてでございます。

こちらについては、まず1ポツにおいて第一種特定化学物質を使用することができる用途について、2ポツにおいて技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品について、資料2-1において議論いただいた内容を基に作成しております。記載内容については、資料2-1と重複する部分がございますので、詳細な説明については割愛させていただきます。

このような報告案を準備させていただいておまして、この報告案について白石委員長から化学物質審査小委員会にお諮りいただきたくお願いいたします。

○白石委員長　　それでは、ただいま説明のあった案について、本委員会の議決として了承してよろしいでしょうか。

(了承を確認)

ありがとうございました。

○東海部会長　　それでは、本件の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○経産省事務局　　経産省事務局でございます。

今後、先ほどの決議、報告等につきましては、各審議会で定められた手続を経て答申となり公表されます。

○東海部会長 今後の取扱いについてはよろしいでしょうか。

以上で議題1、議題2に関わる審議事項は終了と致します。

それでは、議題3「Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について」に関する審議を行います。

なお、本審議においては、事務局からの説明の後に、分解性の専門家から意見を頂く形で進めたいと存じます。

それでは、資料について事務局より説明をお願いいたします。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

今年1月の審議会にて御審議いただき、御了承いただきました Weight of Evidence を用いた優先評価化学物質の生分解性の評価につきまして、今回2物質の評価案を御審議いただきたいと考えておりますが、個別物質の評価の案を御提示する前に、改めて背景、目的等について簡単に御説明させていただきます。

化審法では、難分解性、高蓄積性の化学物質の環境汚染に端を発した法律制定の経緯から、新規化学物質の上市前の事前審査における分解性については、環境中で容易に分解される物質をスクリーニングする易分解性試験である OECDTG301C、301F 相当の試験成績に基づき、良分解性、難分解性の判定がなされています。

一方で、上市後の化学物質については、事業者からの化学物質の取扱いに関する実績数量の届出や国が収集した有害性情報等を用いまして、一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質の詳細なリスク評価を行っています。その際、有害性の評価値と暴露量との比較によりリスクを評価しますが、分解性は暴露量を見積もるために必要な要素の1つでありまして、今回御提示する評価書案はその分解性の評価に Weight of Evidence を用いた結果となります。

一般化学物質及び優先評価化学物質は、化審法制定当時に既に日本国内で流通していた物質も多くございまして、分解性について新規審査等における法定試験に基づく判定が行われていない場合、リスク評価の際には分解性が不明であるため、安全性を考慮しまして、環境中での分解による消失がないもの、つまり難分解性として暴露量の推計がされます。

本取組は、そのような分解性不明の物質の解消を目的としたものであり、経済産業省では昨年度、令和6年度まで、化審法の新規審査等で主に採用されている法定試験に基づく結果に加え、分解性に

関する多様な情報である法定試験試験以外の生分解性試験データと類似物質に関する治験及び QSAR による予測結果等を用いた、Weight of Evidence による総合的な分解性評価の導入の検討を行ってまいりました。

そして、今年1月の審議会におきまして、化審法リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施マニュアルの案の策定と、優先評価化学物質の分解性の評価結果2物質の案を御提示し、どちらも御了承いただいたところです。

本日の2物質の評価につきましても、今年1月の審議会にて御了承いただきました「化審法リスク評価における生分解性のための Weight of Evidence の実施マニュアル」、以後長いので「マニュアル」と呼ばせていただきます。こちらに従いまして評価案を作成しております。

なお、本日の評価ですけれども、化審法第41条に準じて、事業者より提供された情報を用いております。構造式等については機微な情報であるため、非公開とさせていただいております。構造式等を含む資料については、産業界及び消費者団体に御所属の委員の皆様以外の方には机上配付させていただいておりますけれども、審議におきまして評価対象物質の構造に関連する御発言につきましては、お控えいただきますようお願い申し上げます。

○ N I T E 個別物質の評価案につきまして御説明させていただきます。資料3-1を御覧ください。こちらは、今回御審議いただく優先評価化学物質通し番号281番の分解性の評価案となっております。

まず、評価結果の御説明の前に、本資料の構成について簡単に御説明させていただきます。

1ページ目は、評価結果の概要になります。一番上の欄は最終的な評価結果、次いで優先評価化学物質の通し番号や公示名称を、その下に評価対象物質の物質名等を記載しております。優先評価化学物質と評価対象物質において対象とする物質の範囲が異なる場合もあるため、それぞれ分けて記載しております。ページ後半の分解性評価の欄では、最終的な評価結果に至った理由を記載しております。

続いて2ページ目は、評価に用いた主な情報について記載しております。評価に用いた主な情報とは、収集された様々な情報のうち、最終的な評価結果を導き出すための主要な情報になります。

続いて3ページ目と4ページ目は、Weight of Evidence で収集した全ての情報の概要を一覧として確認できるよう、表形式で記載した資料となります。3ページ目では、収集した情報について信頼性、関連性、それらを踏まえた妥当性などの品質評価を実施し、その位置づけにより欄の背景を色づけています。まず、背景が白の情報は、評価結果を導き出すために用いた情報になります。次に、背景が薄青色の情報はサポート情報になります。サポート情報とは、最終的な評価結果を補強したり、支

持したりする情報になります。最後に、背景が灰色の情報は、情報の品質を評価した結果、信頼性の基準を満たさないなどの理由から、評価に使用しなかった情報となります。

4 ページ目は、類推に用いた類似物質情報の評価結果となり、収集した情報について妥当性などの評価を実施し、類推結果を記載しております。

最後の 5 ページ目は、本資料で用いた情報の参考文献となっております。

以上、資料構成について御説明させていただきました。

引き続き、優先評価化学物質 281 番の評価結果について御説明させていただきます。資料 3-1 の 1 ページ目に戻ります。

評価対象物質名称は記載のとおりで、優先評価化学物質の名称としては 4 種類の物質が併記されていますが、このうち現在届出においては、本評価対象物質が大半を占めます。そのため、今回の評価対象物質の結果をもって優先評価化学物質 281 番の生分解性評価としております。

2 ページ目、評価対象物質は易分解性試験である OECD TG301A、結果番号 1 及び本質的分解性試験 TG302C、結果番号 2 においてパスレベルを超える分解度が得られております。こちらの試験結果は、化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議において、分解性等の専門家に御確認いただいた結果、評価に用いた主な情報と致しました。

具体的には、結果番号 1 につきましては、マニュアルに基づき信頼性は OECD GLP 準拠ということで 1A、関連性は試験報告書の詳細を確認し High、またこれらの結果から妥当性は High のランクを付与しています。

結果番号 2 につきましては、OECD 非加盟国の試験結果であり、マニュアルの OECD テストガイドライン及びそれに準じた試験法と完全には一致していないが、専門家により科学的に受け入れられると判断された試験法によるデータに当てはまるとし、信頼性ランクは 2A を付与しました。また、関連性ランクにつきましては、試験報告書の詳細を確認し、必要とされる多くの情報が確認できましたが、植種源が明確になっていなかったため、専門家による総合判断で Mid としております。妥当性ランクは、信頼性及び関連性ランクから Mid を付与しております。

3 ページ目には、御紹介した 2 試験を含め収集した情報を記載しております。

また、4 ページ目に記載の 13 種の類似物質の分解度試験結果でも同様に易分解性の傾向が認められていることから、本評価対象物質は最終的に環境中で分解すると考えられます。

これらの情報を統合した結果につきましては、3 ページ目の右側に記載のとおり、個別情報の妥当性のランクを付与し、情報の一貫性等を確認しております。全ての情報を統合した結果につきまして

は、一貫性はあり、証拠の強さは妥当性の高い実測試験結果から中程度～強いとなり、不確実性は妥当性の高い実測試験結果、類推結果、QSAR 結果から低いと評価しております。

評価対象物質の残留変化物につきましては、1 ページ目の構造の例を載せておりますが、評価対象物質を含む混合物である類似物質 11 の OECD TG314B 試験の予備試験において、48 時間以内に代謝物が検出されなくなったという報告がなされております。

また、本評価対象物質自体の易分解性試験においても、2 ページ目に記載のとおり、非常に高い分解度が得られているため、変化物は残留せず、全て無機化するものと考えられます。

なお、環境中で既知見通知で示されたイオンのみに分解する化学物質については、製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方についてにおいて、リスク評価を行う必要性が基本的には認められないと考えられるとされております。そのため、カリウムイオン及び硫酸イオンのリスク評価を行う必要性はないと考えられます。

以上、妥当性の高い易分解性試験を含む複数の試験及び多数の易分解性類似物質からの類推の結果を基にした生分解性 Weight of Evidence 評価により、本評価対象物質は易分解性であり、かつ残留変化物も生じないと考えられることから、1 ページ目の一番上の欄に記載されていますように、最終的な評価結果は良分解性とさせていただきます。

資料 3-1 についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○東海部会長 説明をありがとうございました。それでは、分解性の専門家 2 名から御意見を頂きたいと思っております。

まずは、本日御欠席の栗栖委員より預かった御意見について、経産省事務局よりお願いします。

○経産省事務局 経産省事務局です。それでは、栗栖委員からの意見を読み上げさせていただきます。

Weight of Evidence を用いた分解性情報の整理は適切になされている。結論の根拠となっている実測データのうち、OECD TG301A による試験報告書について確認した。OECD GLP 試験であり、試験が問題なく行われていることも確認できた。そのほかに結論の根拠として採用しているデータ間にも矛盾がない。よって、本物質を良分解性と評価することは妥当と考える。

以上です。

○東海部会長 続きまして、オブザーバー参加の木村委員から御意見等ございますでしょうか。

○木村委員 オブザーバーで参加しております木村です。

意見といたしまして、本物質に関しまして、評価に必要とします情報を十分に収集されておりました。

て、また実施マニュアルに従って適正に評価されております。事務局案どおりの評価で問題はないと考えております。

以上でございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。それでは、資料3-1につきまして御意見等ございますでしょうか。

○白石委員長　　環境委員、白石ですけれども、チャットが間に合わないので済みません。良分解性という結論で結構なのですけれども、1点だけ確認したいのですが、優先評価化学物質4物質というか名称が4つ示されています。これが良分解という結論でよろしいですね。

何が言いたいかという、主成分以外の化合物まで拡大する根拠です。その辺を確認したいと思います。

以上です。

○東海部会長　　事務局からよろしくお願いします。

○経産省事務局　　経産省事務局です。御質問ありがとうございます。

評価対象物質の欄に記載のとおりですが、現在の届出の状況からどういった物質が大宗を占めるかというところを確認しておりまして、そちらの分解性を用いるということにしております。

○白石委員長　　量が多いのは分かっているのですけれども、反応条件によって様々な生成物ができたりすると思うのです。確認だけなのですから、評価対象物質が全体に多いのは結構なのですが、主成分以外の化合物まで優先評価化学物質が対象になっているので、そこまで外挿して大丈夫だねということを確認したかっただけです。

以上です。

○経産省事務局　　今後届出の状況であったり、新たな知見等がありましたら、それも踏まえて更新等していかうと考えておりますけれども、現在のところそう考えていただいて結構だと思います。

○白石委員長　　分かりました。評価対象物質も含まれていたということで了解いたしました。

以上です。

○東海部会長　　ありがとうございました。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　　特に内容はいいのですけれども、この場では一部の情報は秘匿されているという議論でもあり、この中に物化性状の専門家が全員いらっしゃるわけでもないと思うので、あくまで私の理解では下に書いてあるレビュー会議という下の会議の全体の意見を受けての会議かなと思いましたが、今、栗栖先生に頂いたものはそういうものかもしれませんが、ある程度物化性状レビュー会議と

いか下の会議で多くの専門家が議論された結果を受けてこのように提案するという、あるいは場合によって委員会の結果を代表してどなたかに見解を述べていただくようなスタイルのほうが何となくいいのではないかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○東海部会長 事務局、いかがでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。資料1ページ目の下に注釈で表示しているとおおり、事前の物化性状や分解性、蓄積性等をレビューいただく会議で御了承いただいた結果と明記させていただきました。

また、今回、分解性の専門家である先生方に御意見を頂いたところです。

○鈴木委員 今のでいいのかもしれませんが、栗栖先生、木村先生のこの場での個人的な意見とも取れるような気もしますけれども、物化性状レビュー会議で一応結論を出したと書いてあるので、物化性状レビュー会議の結論を代表して今のような御意見を頂くほうが何となく筋かなと思ったので、結果についてはいいと思いますけれどもということです。

○経産省事務局 ありがとうございます。検討させていただきます。

○東海部会長 私も鈴木委員の意見に賛同するところございまして、手順としてその部分は明確にしておいたほうがよろしいかと思えます。

木島委員、どうぞ。

○木島委員 経産委員の木島です。

評価の案について内容には賛同しております。1点確認と1点要望コメントがございます。

1点目、資料3-1の先ほども議論にあった注釈のところについて、今回類似物質を用いた評価も行っており、類似物質として13物質が挙げられておりますが、その13物質でよいかという評価もこちらのレビュー会議に含まれているという理解でよいかという確認が1つです。

もう1つ、同じく類似物質に関して別紙2のところになりますが、今回類似物質として13物質ございましたが、このうち優先評価化学物質になっているものも含まれているかと認識しております。それぞれ優先評価化学物質として、一度なり分解性の評価が既にされているものも幾つかあるのかなと想像しております。

従って、今回新たに調査したデータも含めまして、これまで調査された既存のデータと、仮に今後こちらに掲げてある類似物質自体について Weight of Evidence の評価をしようとした際には、分解性の調査が再度行われるような形で、3回くらい同じような調査をすることになりうると想像したときに、それらのデータが効率的に使われるよう、データの利活用の観点でうまく情報をまとめていっ

ていただきたいなと感じております。

以上です。

○東海部会長 ありがとうございます。事務局お願いします。

○経産省事務局 ありがとうございます。2点頂いたうちの1点目、3-1の注釈に関しまして、類似物質13物質の選択等に関してというところも同様に会議で了承された結果になります。

2つ目ですけれども、類似物質等にも言及いただきまして、既知見データを再収集するという観点かと理解しておりますが、事業者に御提供いただいた情報以外のものは、既に公表されている情報を今回のWoEの評価用に収集しております。評価は、個々の物質によって再度実施する場合がありますが、情報収集について、今後関連した物質の評価の際に重複した収集とならないよう効率化は考えつつ、進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○木島委員 ありがとうございます。

○東海部会長 ありがとうございます。そのほかよろしゅうございますでしょうか。

それでは、活発な御議論ありがとうございました。それでは、資料3-1に関しましては、鈴木委員からも御指摘ありましたけれども、おおむね御了解いただけたと理解しておりますので、事務局におかれましては引き続き進めていただければと思います。

続きまして、お願いいたします。

○N I T E 資料3-2を御覧ください。優先評価化学物質282番の評価結果について御説明させていただきます。資料構成につきましては、先ほど御説明させていただきました資料3-1と同様となっております。

資料3-2の1ページ目を御覧ください。評価対象物質は、先ほど御説明いたしました優先評価化学物質281番と類似しております。

評価対象物質名称は記載のとおりであり、優先評価化学物質の名称としては4種類の物質が併記されておりますが、このうち現在届出においては、評価対象物質が大宗を占めております。そのため、今回の評価対象物質の結果をもって優先評価化学物質282番の生分解性評価としております。

2ページ目、評価対象物質は易分解性試験であるOECD TG301A 結果番号1及び本質的生分解性試験TG302C 結果番号2において、パスレベルを超える分解度が得られております。これらの試験結果は、化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議において専門家に確認いただいた結果、評価に用いた情報と致しました。

具体的には、結果番号1につきましては、マニュアルに基づき信頼性はOECD GLP 準拠ということ

で 1A、関連性は試験報告書の詳細を確認し High、またこれらの結果から妥当性は High のランクを付与しております。

結果番号 2 につきましては、先ほどと同様に OECD 非加盟国の試験結果であり、マニュアルに基づき信頼性ランクを 2A、また関連性ランクにつきましては、試験報告書の詳細を確認し、必要とされる多くの情報が確認できましたが、植種源が明確になっていなかったため、専門家による総合判断で Mid としております。妥当性ランクは、信頼性及び関連性ランクから Mid を付与しております。

3 ページ目には、御紹介した 2 試験を含め収集した情報を掲載しております。

また、4 ページ目に記載の 13 種の類似物質の分解度試験結果でも、同様に易分解性の傾向が認められていることから、本評価対象物質は最終的に環境中で分解すると考えられます。

これらの情報を統合した結果につきましては、3 ページ目の右側に記載のとおり、個別情報に妥当性ランクを付与し、情報の一貫性などを確認しております。全ての情報を統合した結果につきましては、一貫性があり、証拠の強さは妥当性の高い実測試験結果から中程度～強いとなり、不確実性は妥当性の高い実測試験結果、類推結果、QSAR 結果から低いと評価しております。

評価対象物質の残留変化物につきましては、1 ページ目に構造の例を載せておりますが、評価対象物質を含む混合物である類似物質 11 の OECD TG314B 試験の予備試験において、48 時間以内に代謝物が検出されなくなったという報告がなされております。

また、本評価対象物質自体の易分解性試験においても、2 ページ目に記載のとおり非常に高い分解度が得られており、変化物は残留せず全て無機化するものと考えられます。

なお、環境中で既知見通知で示されたイオンのみに分解する化学物質については、製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方についてにおいて、リスク評価を行う必要性が基本的に認められないと考えられるとされております。そのため、カリウムイオン及び硫酸イオンのリスク評価を行う必要性はないと考えられます。

以上、妥当性の高い易分解性試験を含む複数の試験及び多数の易分解性類似物質からの類推の結果を基にした生分解性 Weight of Evidence 評価により、本評価対象物質は易分解性であり、かつ残留変化物も生じないと考えられることから、1 ページ目の一番上の欄に記載されていますように、最終的な評価結果は良分解性とさせていただきます。

資料 3-2 についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東海部会長 ありがとうございます。それでは、分解性の専門家 2 名から御意見を頂きたいと思っております。

まずは、本日御欠席の栗栖委員より預かった御意見について、経産省事務局よりお願いします。

○経産省事務局 経産省事務局です。栗栖委員より預かった御意見について読み上げさせていただきます。

Weight of Evidence を用いた分解性情報の整理は適切になされている。結論の根拠となっている実測データのうち、OECD TG301A による試験報告書について確認した。OECD GLP 試験であり、試験が問題なく行われていることも確認できた。そのほかに結論の根拠として採用しているデータ間にも矛盾がない。よって、本物質を良分解性と評価することは妥当と考える。

以上となります。

○東海部会長 続きまして、オブザーバーの木村委員からの御意見等ございますでしょうか。

○木村委員 木村でございます。意見を述べさせていただきます。

本物質に関しまして、評価に必要な情報が十分収集されており、また実施マニュアルに従って適正に評価されております。事務局案どおりの評価で問題はないと考えております。

以上です。

○東海部会長 ありがとうございます。それでは、資料3-2について御意見等ございますでしょうか。

特段御意見ないようでしたら、事務局から説明いただいたとおりということで、対応をこれから進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題4「その他」、事務局から何かございますか。

○経産省事務局 それでは、経産省事務局から御報告がございます。

東海部会長は、今回の安全対策部会をもちまして任期満了に伴い御退任されることになっております。今回の東海部会長の御退任に伴う化学物質審議会安全対策部会長の選出について、この場でお時間を頂ければと思います。

化学物質審議会令に基づき、「部会長は部会に属する委員の互選により選任すること」となっております。事務局からは、蒲生委員に部会長をお願いするのが適当ではないかと考えておりますが、化学物質審議会安全対策部会委員の皆様、いかがでしょうか。

(了承を確認)

ありがとうございます。委員の皆様の御承認を頂いたということで、今後は蒲生委員に部会長をお願いしたいと思っております。

それでは、新旧部会長より一言ずつ御挨拶を頂ければと思います。最初に東海部会長、続きまして蒲生新部会長の順でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○東海部会長 皆様、これまでリスクに関わるデータに基づきまして、環境省、厚労省、経産省の専門家、そして事務局の方々との意見交換、議論の場に参加させていただきましたこと、まず御礼申し上げます。

特に安対部会では、優先評価化学物質のリスク評価結果の審議、第二種特定化学物質の指定、優先評価化学物質の指定取消しなどの規制措置の判断が主たるミッションでありましたけれども、この間、WSSD2020 目標達成に向けた日本としての貢献、それから POPs 条約の動きと連動した、整合した国内でのリスク管理体制の検討を通じて、化審法が国内外の化学物質の中心的な役割を果たしてきたと考えております。

今後は、さらに資源循環を前提とした化学物質管理の対応が求められる時代となっていく中で、蒲生委員におかれましては産総研でこの分野に携わってこられ、技術と政策支援研究の第一人者として御経験もありますので、そういった御経験を基に舵取りをされていかれるかと思っております。

重ねてこれまでどうもありがとうございました。

○蒲生委員 東海部会長の後、安全対策部会の部会長を引き継がせていただきます産総研の蒲生と申します。

安対部会の委員におかれましては、どうかよろしくお願いいたします。それから、ほか2省の委員の皆さんにおかれましても、しばらくの間は拙いさばきになるかと思っておりますが、我が国の化学物質管理が適切に行っていけるように、忌憚のない御意見等を頂ければと考えております。よろしくお願いいたします。

○経産省事務局 ありがとうございました。東海部会長におかれましては、これまでの多大なる御尽力に対しまして厚く御礼申し上げます。大変お世話になりました。

蒲生新部会長におかれましては、次回以降の本部会におかれまして今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○東海部会長 他に何かございますでしょうか。

○経産省事務局 特段ございません。御審議いただきまして、ありがとうございました。

また、本日の議事におきまして議題1の辺りまで音声聞き取りにくい状況になっておりまして、オンラインで参加していただいた皆様におかれましては、大変申し訳ございませんでした。事務局よりお詫び申し上げます。

合同審議会【第二部】の審議につきましては、3時45分より開始したいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。なお、【第二部】につきましては、非公開とさせていただき、YouTubeによる配信は致しません。第二部の委員の皆様方におかれましては、開始時間の3時45分までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

○東海部会長　以上をもちまして3省合同審議会【第一部】を終了いたします。

——了——